

国立大学法人筑波大学が発注する契約に係る取引停止の取扱要項

〔平成18年9月25日〕
財務担当理事決定

改正 平成21年 3月 9日

平成22年 3月31日

平成24年11月 7日

(目的)

- 1 国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における、売買、賃借、請負その他の契約（建設工事を除く。以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について定め、もって契約の適正の確保を目的とする。

(定義)

- 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 取引停止とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
 - (2) 他の国立大学法人等とは、国、公社、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人をいう。

(取引停止の措置)

- 3 契約担当役は、建設工事を除く一般競争参加資格者名簿に搭載された者その他の者（以下「業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止の期間の特例等)

- 4 契約担当役は、業者が、次に該当することとなった場合は、次の各号に定める期間を取引停止の期間とする。
 - (1) 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。
 - (2) 業者が次のア又はイに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。
 - ア 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1か年を経過するまでの

間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

イ 別表第7号から第13号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第7号から第13号までの措置要件に該当することとなったとき（前アに掲げる場合を除く。）。

5 契約担当役は、取引停止の期間を、前項にかかわらず、短縮又は延長できるものとする。

- (1) 業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び第4項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- (2) 業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び前項第1号の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- (3) 取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前項各号及び前2号に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができる。

（取引停止の解除）

6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

（随意契約の相手方としての特例）

7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例）

8 契約担当役は、第3項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、取引停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は法人の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第9号又は第12号に該当したとき。
- (2) 別表第9号から第13号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課

徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

(3) 別表第9号から第11号までに該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第9号から第11号に該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号から第3号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

(5) 法人の職員又は他の国立大学法人等の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第12号から第13号までに該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）

（指名等の取消し）

9 契約担当役は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行っている場合、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

（取引停止期間中の下請等）

10 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が法人が発注する契約の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでないものとする。

（警告又は注意の喚起）

11 契約担当役は、取引停止を行なわない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 記

この要項は、平成18年9月25日から施行する。

附 記

この要項は、平成21年3月9日から施行し、平成20年8月1日より適用する。

附 記

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 記

この要項は、平成24年11月7日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>(虚偽の記載)</p> <p>1 競争契約又は随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として、不適當であるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑履行等)</p> <p>2 契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>3 他の国立大学法人等における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認めらるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>(履行関係者以外の者への事故)</p> <p>5 契約の履行に当たり、次のア又はイに掲げる事故が生じた場合において、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>ア 契約の履行関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた場合</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>イ 他の国立大学法人等における契約の履行に当たり、履行関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた場合</p>	<p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(履行関係者への事故)</p> <p>6 契約の履行に当たり、次のア又はイに掲げる事故が生じた場合において、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>ア 契約の履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさ</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内</p>

<p>せた場合</p> <p>イ 他の国立大学法人等における契約の履行に当たり、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合</p>	2週間以上2か月以内
<p>(贈賄)</p> <p>7 次のア、イ又はウに掲げる者が法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>	逮捕又は公訴を知った日から
<p>ア 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p>	4か月以上12か月以内
<p>イ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p>	3か月以上9か月以内
<p>ウ 業者の使用人でイに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p>	2か月以上6か月以内
<p>8 次のア、イ又はウに掲げる者が他の国立大学法人等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	逮捕又は公訴を知った日から
<p>ア 代表役員等</p>	3か月以上9か月以内
<p>イ 一般役員等</p>	2か月以上6か月以内
<p>ウ 使用人</p>	1か月以上3か月以内
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>9 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められたとき。</p>	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
<p>10 他の国立大学法人等における購入等契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号又は第19条に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内
<p>11 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号又は</p>	当該認定をした日から

<p>第19条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（第9号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>2か月以上9か月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合等）</p>	
<p>12 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>13 他の国立大学法人等の購入等契約に関し、次のア、イ又はウに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 代表役員等</p>	<p>2か月以上12か月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p>	
<p>14 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>15 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>